広島市告示第461号

令和8年10月29日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松井　一實

名称	所在地	廃止年月日
田村医院	広島市南区宇品海岸２丁目１２－２５	令和8年6月30日
浅川歯科	広島市西区古江新町１７－３４	令和8年9月1日
ウォンツ長楽寺薬局	広島市安佐南区長楽寺１－２９－２５	令和8年9月8日
タカタ薬局東雲本町店	広島市南区東雲本町２丁目７－１５	令和8年10月1日